

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月1日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (19人)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (11名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

4. 議事日程

- 議案第20号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構との貸借）
議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画（案）について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第6回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、2番の辻委員と3番の岩永委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第20号3件、議案第21号6件、議案第22号13件、議案第23号1件、議案第24号2件となっています。</p> <p>それでは議案第20号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第20号1番と議案第21号農地法第3条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>今、事務局から説明があったとおりです。高齢のために生前贈与という形を取りたいという事で、電話で確認を取りました。</p> <p>ただ、一度に全部贈与すると、贈与税がかかると思いますが、その確認は取れていますか。</p>
事務局	<p>譲受人の息子さんの方に説明をして、税理士に確認しますとの事でしたが、再度確認したところ一括でされるとの事でした。</p>
議長	<p>木村推進委員をお願いします。</p>
木村推進委員	<p>岩永農業委員に連絡はお任せしました。生前贈与で問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第20号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第21号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第20号2番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
岩永委員	池田推進委員と調査に行きました。 借人の娘さんのところで申請地を購入することになったという事で今回の解約となったそうです。
池田推進委員	貸人の方は農地の処分を考えられていて、申請地は借人の方に相談があったそうです。以上です。
議長	それでは議案第20号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の3番及び議案第22号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。

福江委員	<p>28日の午後から内田推進委員と借り手の方と現地を確認してきました。実際、4年くらい前から耕作をされておられました。玉ねぎを作っておられます。自分で造成もされて作りやすいようにきれいに管理をされております。</p>
内田推進委員	<p>特に補足はありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第20号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして議案第22号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第21号2番、3番及び4番は譲受人が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考え</p>

	<p>ます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>先日、29日8時半に現地で譲受人の方とお会いして、確認しました。シャインマスカットを作られるという事で問題ないかと思えます。各譲渡人にも確認しましたが高齢等で経営縮小されるということで確認しております。</p>
池田推進委員	<p>水もありますし、何の問題もないかと思えます。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第21号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。 それでは4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして議案第21号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法</p>

	<p>第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>池田推進委員と現地確認に行きました。譲渡人、譲受人共に議案のとおり間違いないとの事です。</p>
池田推進委員	<p>申請地の隣も譲受人が耕作されていて、譲受人の希望で今回の売買となったそうです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第21号5番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、5番は原案どおり認められました。 続きまして議案第21号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>28日の朝8時半に譲受人・譲渡人・木村推進委員と4人で現地集合し、会いました。別の方に売る話もあったようですが、田んぼも隣同士だしということで今回の申請になったそうです。</p>
木村推進委員	<p>申請地は、譲渡人と譲受人の田んぼが隣り合っているところです。譲渡人の田んぼはあっちこっちにあって、コンバインなどを持っていくのが大変ということで、譲受人にお願いするようになったとのこと。水はし</p>

議長	<p>っかりあって問題ないかと思います。</p> <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第21号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、6番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>これも、28日に内田推進委員と確認に行きました。5～6年前から畑を自分で造成して、玉ねぎを作っておられました。貸し手の方も農業はされていないので、荒れないように作ってくださったらそれでいいとの事でした。</p>
内田推進委員	<p>特にごいません。福江委員さんと同じです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>したがって、2番は、原案どおり認められました。 お諮りします。</p> <p>次の議案22号3番及び4番は借り手が同一、また、貸し手が同一世帯で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>これも一緒に28日に内田推進委員とまわってきました。今までも玉ねぎを作っていたが、きちんと借りる申請を行いたいということでした。</p>
内田推進委員	<p>借り手の方は、荒れていた畑をよく管理してくれているなど感心しています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、3番は、原案どおり認められました。 それでは、4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

事務局	<p>したがって、4番は、原案どおり認められました。 続きまして議案第22号5番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>3年くらい前にほかの方が造成して玉ねぎを作っておられましたが、その方がもう作れないという事で借り手の方が引き継いで作っておられました。貸し手の方も荒れないようにしていただければいいとの事でした。</p>
内田推進委員	<p>設定期間は20年でも良かったんですが、一応区切りとして10年という事になっています。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第22号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、5番は原案どおり認められました。 続きまして議案第22号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>先程の案件と一緒に、引き継いで玉ねぎを作っておられます。貸し手の方は建設会社勤務で作れないとの事で、借りていただければ助かりますとの事です。</p>

内田推進 委員	ここも荒らさないように頑張りますと借り手の方から聞いています。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第22号6番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、6番は原案どおり認められました。 続きまして議案第22号7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	これも借り手の方は一緒ですが、貸し手の方の息子さんとお会いして荒れないように作っていただけたらという事でした。
内田推進 委員	ここも、荒らさないように頑張りますとの事です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第22号7番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、7番は原案どおり認められました。 続きまして議案第22号8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明)

議長	<p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>これも、借り手の方は一緒です。田んぼについては、借り手の方が米を作っておられます。畑の方は玉ねぎです。貸し手の方もとにかく荒れなければいいですとの事です。</p>
内田推進委員	<p>田は稲を作っておられますが、いのししに大分やられたという事でここでも玉ねぎを作ろうかなと考えられてるみたいです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第22号8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、8番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第22号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>これも借り手の方は一緒です。先程の畑の上の方になります。貸し手の方は、〇〇の方に仕事に行っておられて農業はできないという事で、助かりますとの事です。</p>
内田推進委員	<p>福江委員と一緒にです。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第 2 2 号 9 番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、9 番は原案どおり認められました。 続きまして議案第 2 2 号 1 0 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>これも借り手の方は一緒に、7～8年前から耕作されているところです。貸し手の方も荒れないようにしてもらっているので助かりますとの事です。</p>
内田推進委員	<p>補足ありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第 2 2 号 1 0 番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、1 0 番は原案どおり認められました。 続きまして議案第 2 2 号 1 1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。
水田委員	28日に現地にて借り手の方と蕪竹推進委員と確認しました。貸し手の方には電話にて確認をいたしました。貸し手の方が作れなくなったので、どなたか作られないかと探されていたところ、手伝いにも行かれていた借り手の方が7年くらい前から実際耕作されていたそうです。以上です。
蕪竹推進委員	水田推進委員さんの報告のとおりです。貸し手の方と面談しましたが、借り手の方に全て任せていますとの事でした。問題ないかと思えます。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第22号11番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、11番は原案どおり認められました。 続きまして議案第22号12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
岩永委員	貸し手の方に現地でお会いしましたが、もうずっと借り手の方に作らせているということです。賃借料もなしで確認しております。 借り手の方ともお話ししましたが、議案通りで玉ねぎを作りますとの事でした。
池田推進委員	補足ございません。
議長	調査報告が終わりました。

	<p>それでは議案第 2 2 号 1 2 番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1 2 番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第 2 2 号 1 3 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>借り手は先ほどの件と同じです。貸し手の方ともお話ししましたが、お任せしておりますとのことでした。</p>
池田推進委員	<p>議案では、裏作のみとなっていますが、提出してから決まったのか表作で米も作るようになったと聞きましたが。</p>
事務局	<p>それでは、表作の件については、あとで確認し変更を提出していただくと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第 2 2 号 1 3 番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1 3 番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第 2 3 号と 2 4 号について、中間管理機構の貸し借りで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 2 3 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構との貸借及び議案第 2 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定により定める農用地利用配分計画案について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>2 8 日に久我推進委員と 2 4 号 2 番の借り手の方とお会いしました。現地と議案と確認してもらい間違いのないとの事でした。その後、1 番の借り手の方ともお会いしました。まだ名義変更ができていないとの事でしたが、議案のとおり間違いのないとの事です。</p>
久我推進委員	<p>現地を澤山委員さんと見てきました。園地はよく管理されておりました。あとは、澤山委員さんの報告のとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第 2 3 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1 番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第 2 4 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

議長	<p>したがって、1番は、原案どおり認められました。 それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、2番は、原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第6回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

会 長 秀 島 克 博
 議事録署名者 辻 和 久
 議事録署名者 岩 永 八 大